

No	項目	質問	回答
1	制度・概要	事前面談・相談は必要ですか。	はい、必要です。必ず申請書を提出する前に申請書案をもって、本社所在地を管轄する経済産業局または総合通信局（ご利用の手引きP.10に記載の事前相談窓口）までご相談ください。
2	制度・概要	補助金との併用は可能か。	可能です。ただし、法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。
3	制度・概要	圧縮記帳を「積立金方式」を採用した場合、税務上の取得価額はどのように判断されますか。	積立金方式の場合は、取得価額から積み立てる記帳額を差し引いた額が取得価額となります。
4	制度・概要	税務上の取得価額が5,000万円以上あることが条件でしょうか。	その通りです。圧縮記帳等を実施して税務上の取得価額が5,000万円を下回った場合、本税制は利用できません。
5	制度・概要	他の税制との重複適用は可能か。	同一設備に対する複数税制の重複適用はできません。ただし、固定資産税の特例措置とは重複して利用することが可能です。
6	制度・概要	税制措置は、特別償却と税額控除を併用することが可能か。	同一設備に対して、特別償却と税額控除を併用することはできませんが、設備ごとに特別償却と税額控除の措置を使い分けることは可能です。例えば、X機械について特別償却、Y機械については税額控除と、同じ資産分類内であっても、設備単位で使い分けることができます。 ※下記資料「P.4 P.5」をご参考ください。 http://sii.or.jp/datashare29r/uploads/ninteishinsei_FAQ_hosoku.pdf
7	制度・概要	最低投資合計額要件はいくら以上か。	5,000万円以上です。 なお、本要件は「事業計画単位」で判断するため、申請される事業計画に含まれる対象設備（ソフトウェア・器具備品・機械装置）が単品5,000万円以下であっても、計画単位での合計が5,000万円以上になっていれば要件を満たします。
8	制度・概要	X設備を特別償却、Y設備を税額控除とする場合、X+Y=5,000万円以上であれば要件を満たすと考えていいでしょうか。	本税制は、事業単位で5,000万円以上であることが条件ですので、X+Y=5,000万円以上であれば適用を受けることができます。 ※下記資料「P.4 P.5」をご参考ください。 http://sii.or.jp/datashare29r/uploads/ninteishinsei_FAQ_hosoku.pdf
9	制度・概要	税額控除限度超過額の繰越しは可能か。	税額控除限度額を超える分の繰越しは、認められていません。 ※下記資料「P.3」をご参考ください。 http://sii.or.jp/datashare29r/uploads/ninteishinsei_FAQ_hosoku.pdf
10	制度・概要	法人税で欠損金がある場合の繰越控除と本税制の併用は可能か。	可能です。適用可能額や繰越額については最寄りの税務署にご確認ください。
11	制度・概要	単独納税の申請事業者が税務会計上赤字の場合又は、連結納税を行っている申請事業者が税務会計上赤字の場合は本税制の適用を受けることは可能か。	特別償却の適用は可能ですが、税額控除の適用は受けられません。 ※税額控除限度額及び法人税基準額の計算は、税額控除の適用を受ける各連結法人ごとに行います。詳細は税理士、税務署にお問い合わせください。 ※下記資料「P.6」をご参考ください。 http://sii.or.jp/datashare29r/uploads/ninteishinsei_FAQ_hosoku.pdf
12	制度・概要	ソフトウェアの制作（システム構築）が複数年にわたる場合、本税制措置の対象となる部分はどこか。	本税制の措置期間（～2020年度）において、計画認定を受けて以降、認定計画に盛り込まれた対象設備として取得等を行い、データ連携・利活用事業の用に供し始めたもののみが対象となります。例えば、2018年度からの5か年の設備投資計画である場合、2021年度以降の設備投資があったとしても、税制措置を受けることができるのは、2018年度～2020年度の3年間に取得等し、事業の用に供したことになります。 ※下記資料「P.4 P.5」をご参考ください。 http://sii.or.jp/datashare29r/uploads/ninteishinsei_FAQ_hosoku.pdf
13	制度・概要	複数年で投資を行う場合、各年の投資金額が5,000万円未満でも、複数年トータルで5,000万円以上であれば認められますか。	本税制は、事業単位で5,000万円以上であることが条件ですので、複数年トータルで5,000万円以上であれば適用を受けることができます。 ※下記資料「P.4 P.5」をご参考ください。 http://sii.or.jp/datashare29r/uploads/ninteishinsei_FAQ_hosoku.pdf
14	制度・概要	複数年事業で2021年度以降に「事業の用に供する」場合、本税制の適用を受けることはできませんか。	2020年度までに事業の用に供することができない場合は、適用を受けることはできません。 ※下記資料「P.5」をご参考ください。 http://sii.or.jp/datashare29r/uploads/ninteishinsei_FAQ_hosoku.pdf
15	制度・概要	複数年事業で、全体を事業のように供するのは2021年度以降でも、2020年度までに一部を事業のように供する場合、2020年度までの投資額で本税制の適用を受けることができますか。	本税制の措置期間において、認定計画に盛り込まれた対象設備として取得等を行い、データ連携・利活用事業の用に供し始めたもののみが対象となります。
16	制度・概要	5年事業で前半3年分のみを一部事業の用に供する場合、生産性目標等は5年間全体で目標を達成する計画であっても、3年分のみ本税制の適用を受けることができますか。	5年の計画期間で5年間の投資をもって生産性目標をクリアする場合は、5年間の投資のうち2020年度までの投資（資産として計上）であれば税制の適用対象となります。 ※下記資料「P.4」をご参考ください。 http://sii.or.jp/datashare29r/uploads/ninteishinsei_FAQ_hosoku.pdf
17	制度・概要	仮に3年に亘る投資計画で、1年目2000万円 2年目2000万円 3年目1000万円の場合、1・2年目の段階で各年2000万円に対する控除の適用を受けることができますか。	2020年までの間で各年度ごとに投資した費用に対して本税制の適用を受けることができます。ただし、初年度や2年度目の投資では設備が稼働しておらず、「事業の用に供していない」（＝減価償却を開始していない）場合は、仮に当該年度に投資を行ったとしても、「事業の用に供した」年度で税制優遇をまとめて受けると事となります。 ※下記資料「P.4」をご参考ください。 http://sii.or.jp/datashare29r/uploads/ninteishinsei_FAQ_hosoku.pdf
18	制度・概要	税額控除限度額について、他の税制の適用を受けている場合にはどのように計算すればよいのか。	他の税制を受ける場合、本税制における税額控除限度額は、その他の税制を適用する前の法人税等額の15%（賃上げ要件を満たした場合には20%）を限度とすることになります。
19	制度・概要	税額控除適用前の法人税の15%もしくは20%が上限は、本税制のみの上限額であり、他の税額控除を加算して上限を超えても問題ないのでしょうか。	本税制単独での上限が15%もしくは20%です。
20	制度・概要	上限計算の元となる法人税を計算する際に、本事業や他の事業での特別償却は含めずに計算するという認識でよろしいでしょうか。	各種特別償却を適用する前の法人税がベースとなります。 ※下記資料「P.1 P.2」をご参考ください。 http://sii.or.jp/datashare29r/uploads/ninteishinsei_FAQ_hosoku.pdf
21	制度・概要	大企業も税額控除の適用を受けることはできますか？ 財務省 HPに「平成30年度税制改正の解説内に租税特別措置法等（法人税関係）の改正」が掲載されていますが、その中で「P.471 九 法人税の額から控除される特別控除額の特例」もこの税制が当てはまりますか？ 「財務省HP」 https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2018/explanation/index.html	特別償却にて本税制の適用を受ける場合は当てはまりませんが、税額控除の場合該当となります。大法人（中小の適用除外事業者含む）は、イ及びロの要件のいずれにも該当しないときは、特定税額控除制度は、その事業年度において適用できません。 イ 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること。 ロ 国内設備投資額が当期償却費総額の10%相当額を超えること。
22	制度・概要	本税制が施行される前から計画し購入等が進んでいる場合、購入したソフトウェアや機械等は本税制を受ける対象となりますか。	本税制は認定を受けた後に取得し事業の用に供した設備等が対象となります。

リンク追加

設問追加

No	項目	質問	回答
23	制度・概要	「取得」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	ソフトウェアや機械等の所有権を得たこと、つまりソフトウェアや機械等を購入等したことを指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引渡し済でないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合には、所轄の税務署等までご確認ください。
24	制度・概要	「事業の用に供する」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断されますが、一般的にはその減価償却資産の持つ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。例えば、機械等を購入した場合は、機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえ、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。
25	制度・概要	取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるか。	対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。
26	制度・概要	取得価額に消費税は含まれるか。	消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額になります。
27	制度・概要	本税制の対象となる事業者には制限はあるのか。	青色申告書を提出する法人・個人であれば、業種・資本金規模を問わず対象になります。
28	制度・概要	10万円控除の青色申告の場合、バランスシートの作成義務がない（＝資産台帳を作成しない）事業者でも本税制の適用を受けることができますか。	10万円控除青色申告者でも、本税制の適用を受けることができます。
29	制度・概要	導入する設備について、どの種類の減価償却資産（ソフトウェア、器具備品、機械装置等）に該当するか。	個々の設備をどの種類の資産として計上するかは、耐用年数省令に基づき判断を行うこととなります。社内の経理担当者又は税理士・公認会計士等に確認いただき、個別ケースで判断に迷われる場合には、所轄の税務署までご確認ください。
30	制度・概要	ソフトウェア・器具備品・機械装置以外の分類は本税制の対象設備になるか。	本税制の対象となる設備は、ソフトウェア・器具備品・機械装置に分類されるものになります。そのため、税法上、それ以外の分類（例えば車両運搬具や建物、建物附属設備等）に含まれるものは対象となりません。建機については、ブルドーザーやパワーショベルなど一部が「機械装置」に含まれるなど、対象になる可能性があります。資産分類の詳細については、社内の経理担当者・税理士・公認会計士や所轄の税務署に確認ください。
31	制度・概要	自らが製作し、資産計上した設備は対象となるか。	取得（購入）するもの以外に、自ら製作するものも対象に含まれます。
32	制度・概要	税制の対象にはソフトウェア構築等に要する人件費は含まれるのか。	ソフトウェアの製作のために要した労務費は対象となる取得価額に含まれることとなっております。
33	制度・概要	設備の修繕は対象となるか。	対象外です。
34	制度・概要	ソフトウェアのうち修繕費でも資産計上する修繕費の場合は、本税制の適用を受けることができますか。	ソフトウェアのうち資産計上する修繕費の場合は、本税制の適用を受けることができます。※資産計上する修繕費の場合とは、新たな機能の追加、機能の向上等に該当するときはその修正等に要した費用は資本的支出に該当。
35	制度・概要	リースは対象となるか。	ファイナンスリースのうち、所有権移転ファイナンスリース取引については税額控除・特別償却いずれも対象になりますが、所有権移転外リース取引については税額控除のみ対象（特別償却は対象外）となります。なお、税額控除限度額は毎年のリース料ではなく、リース資産額をベースに計算することとなります。また、オペレーティングリースについては税額控除・特別償却いずれも対象外になります。
36	制度・概要	ファイナンスリースで本税制の適用を受ける場合、リース会社との共同申請が必要ですか。	リース会社との共同申請は不要です。
37	制度・概要	ファイナンスリースで本税制の適用を受ける場合、税務上の取得価額はどのように確認すればよろしいでしょうか。	リース資産額をベースに計算いただければ問題ありません。リース会社が圧縮記帳をするかどうかは確認する必要はありません。
38	制度・概要	ファイナンスリースで本税制の適用を受ける場合、どのような提出書類が必要でしょうか。	リース契約書およびリース資産額が確認できる書類が必要です。
39	制度・概要	ESCOのようにオフバランス会計処理（設備使用者に資産計上されない）の場合でも、設備使用者は本税制の適用を受けることができますか。	本税制は資本計上されるもののみが対象となるため、ESCOのように資産計上されない場合は対象になりません。
40	制度・概要	どのような設備が対象外になるか。	以下に該当する設備は対象外になります。 ①中古設備、②貸付設備（賃貸資産）、③以下(※)の事業の用に供する資産 (※) 試験研究、ソフトウェア業、情報処理サービス業、インターネット付随サービス業 ただし、②貸付設備に該当する場合であっても、共同計画に含まれる他社が保有するデータを共同で利用するために一時的に利用させる場合等の一定の場合には、本税制の適用対象となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合には、所轄の税務署等までご確認ください。
41	制度・概要	税制の対象にはクラウドサービスの利用料は含まれるのか。	資産計上されるもののみが対象となるため、クラウドサービス利用料のように費用計上されるものは対象になりません。また、投資合計額要件の金額にも加算できません。
42	制度・概要	データ分析等をクラウド上で行うため、器具備品や機械装置のみを取得予定であるが、税制の適用は可能か。	本税制の適用対象となるためには、対象となるソフトウェアの取得等をして資産計上を行う必要があります。ただし、取得等する器具備品又は機械装置にデータ連携・利活用を行うソフトウェア機能（データ収集、分析、指示機能等）が組み込まれている場合であれば、ソフトウェアの資産計上が新たになくとも、その器具備品又は機械装置について本税制の適用対象となります。
43	制度・概要	設備を共有する場合はどのような扱いになるのか。	設備に設定している共有持分に基つき資産計上している資産の取得価額が対象になります。
44	制度・概要	計画策定時に購入予定の設備を特定しておく必要があるか。	計画策定時に事業計画に係る取組に必要な設備を列挙する必要があります。対象設備に合致するか、導入予定設備の取得価額から投資合計額等を満たすか、などを確認します。
45	制度・概要	セキュリティの専門家として登録セキスベが例示されているが、他にはどういった専門家がいるか。	大企業については登録セキスベ（情報処理安全確保支援士）のみがセキュリティの専門家になりますが、税法上の中小企業者等に該当する企業についてはITコーディネータも当該専門家に含むことができます。
46	制度・概要	セキュリティの専門家は社内にいる必要があるか。	必ずしも社内でも雇用する必要はなく、システム構築等の委託先に所属する専門家や構築等に関与しない外部（第三者）の専門家でも構いません。
47	制度・概要	必要なセキュリティ対策とは具体的に何か。	セキュリティが確保されたシステム設計になっていること及び事業実施時のセキュリティ対策の方針が適切に策定されていること等が必要です。個別具体的な対策については、構築するシステムや運用によっても異なるため、セキュリティの専門家が十分なセキュリティ対策がとられていることを確認することとしています。

No	項目	質問	回答	
48	制度・概要	生産性向上要件について「一定期間」とはどの程度か。	投資した年度の翌年度から3年間です。	
49	制度・概要	生産性向上目標要件は、事業者全体での達成が必要か。	事業計画に係る取組範囲において、生産性向上の見込みを明示していただく必要があります（事業者全体で達成する必要はありません）。 ※下記資料「P.6」をご参考ください。 http://sii.or.jp/datashare29r/uploads/ninteishinsei_FAQ_hosoku.pdf	リンク追加
50	制度・概要	複数年度にわたり投資をする場合、生産性向上目標はどのように算出するのか。	すべての対象となる設備を取得等し、事業の用に供した年度（事業計画の目的を満たした年度）の翌年度から3年間で算出してください。	設問追加
51	制度・概要	新規に事業を立ち上げた場合、労働生産性の伸び率はどのように算出するのか。	例えば、既存の事業で類似事業がある場合には、当該事業を参考に労働生産性の伸び率を算出する、又は、新事業の立ち上げに際してスクラップした事業を参考に算出する、ことなどを想定しています。そのどちらにも該当しない場合には、事業者全体の労働生産性から新事業による生産性向上効果を算出することも可能です。	
52	制度・概要	営業利益はどのように算出するのか。	営業利益は事業計画の目的を達成する範囲（追加的に設備投資をすることで生じる範囲）で算出してください。	設問追加
53	制度・概要	賃上げは税制適用のために必須か。	賃上げは税制適用の要件ではありませんが、当該要件をクリアすることで税制措置が上乗せされ、税額控除率5%（上限額も法人税額の20%まで引上げ）を適用することができます。	
54	制度・概要	5%の税額控除を受ける場合、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 $\geq 3\%$ の賃上げが必要とのことですが、連結企業の場合は認定を受ける法人のみではなく連結全体での達成が必要なのでしょうか。	認定を受けた連結法人と連結完全支配関係がある法人の合計で比較し、3%の賃上げが達成される必要があります。連結子会社が認定を受ける場合でも連結親会社を含めた連結法人全体で比較する形となります。 ※認定を受けた法人のみでの比較ではありません。 ※下記資料「P.6」をご参考ください。 http://sii.or.jp/datashare29r/uploads/ninteishinsei_FAQ_hosoku.pdf	リンク追加
55	制度・概要	計画の策定単位は、事業者全体か、それとも事業単位か。	計画の策定単位は、事業単位です。具体的には、データ連携・利活用に資する設備導入の目的に照らして、必要不可欠な設備の導入に係るものであり、その設備から投資利益率や労働生産性を算定する際に、追加的に生じる効果を正確に算出するための必要最小限の単位とします。	
56	制度・概要	一事業者が複数の事業計画を申請することは可能か。	可能です。計画は事業単位で策定することになるため、単年度において、一事業者が複数の事業計画を申請することも想定しています。	
57	制度・概要	設備投資を行う工場と本社とで管轄する経済産業局が異なる場合、どちらに申請すればよいか。	本社所在地を管轄する経済産業局及び総合通信局へ申請してください。ただし、設備の導入場所に当該申請について説明可能な方がいるなど、特段の事情がある場合には、設備導入地を管轄する経済産業局または総合通信局に御相談の上、申請いただくことも可能です。	
58	制度・概要	複数の事業者が共同で事業を行う場合、いずれの事業者の本社所在地を管轄する経済産業局に申請すればよいか。	複数の事業者のうち、主たる事業者の本社所在地を管轄する経済産業局及び総合通信局へ申請してください。共同して事業を実施する場合には、まとめて一つの申請書を経済産業局及び総合通信局に申請していただく必要があります。なお、他者からデータの提供を受けるのみであれば、「社外データとの連携」として1社単独の事業計画として申請していただくことを想定しています。	
59	制度・概要	複数の事業者が共同で事業を行う場合、各事業者ごとに投資金額が5,000万円以上必要か。	複数の事業者が共同で事業を行う場合、事業全体の投資金額が5,000万円を超えるのであれば、各事業者ごとに5000万を超える必要はございません。	
60	制度・概要	複数の事業者が共同で事業を行う場合、生産性目標を達成する必要があるのは1つの事業者でよいか。	複数の事業者が共同で事業を行う場合、それぞれ法人別(各事業者ごと)に生産性目標を達成する必要があります。 ※下記資料「P.6」をご参考ください。 http://sii.or.jp/datashare29r/uploads/ninteishinsei_FAQ_hosoku.pdf	修正 リンク追加
61	制度・概要	取得価額の根拠資料とはどのような資料を指すのか。	本税制適用の前提となる投資計画の策定段階においては、通常、対象設備の発注や契約書の締結といった段階まで至っておらず、投資計画策定に用いる投資見込金額策定のための見積書等を入手しているにすぎないことを想定しています。したがって、ここで必要となる取得価額は、金額が確定しているものに限定されるものではありませんので、投資利益率の分母金額の算定根拠となった見積書等を根拠資料とすることで足りるものとしています。	
62	制度・概要	認定された計画に記載のない設備を追加取得する場合、税制の対象となるのか。また、最終的な金額が5,000万円を下回った場合にはどうなるか。	投資設備に変更が生じた場合には、計画変更の手続きを行っていただき認定を受けることで、変更後の額で税制措置を受けることができます。なお、最終的に税務申告する際、事業計画に係る取組に必要な設備の合計額が5,000万円を下回った場合には、当該年度の税務申告では税制の適用を受けられません。 ※下記資料「P.4」をご参考ください。 http://sii.or.jp/datashare29r/uploads/ninteishinsei_FAQ_hosoku.pdf	
63	制度・概要	認定された計画に対するフォローアップは必要か。また、生産性向上目標要件の不履行などの事後的な要件不適合による計画認定の取消は起こり得るか。	当該事業年度終了後に投資計画の履行状況を報告していただく必要があります。その結果、要件の不適合性が認められた場合には、認定の取消・公表を行う可能性があります。	
64	制度・概要	生産性向上特別措置法に基づいて認定される事業計画は、最大何年計画まで認められるのか。	最大で5年とする予定です。なお、計画の認定事務や課税の特例措置は2020年度末で終了します。	
65	制度・概要	申請から認定の可否はどのくらいの期間で示されるか。	正式な申請から概ね1ヶ月以内を目途としていますが、個人情報保護委員会への協議が必要となる場合は別途時間を要する場合がございますので、余裕を持って御申請ください。	
66	制度・概要	課税の特例の対象となるソフトウェアの「新設又は増設」とは、具体的にどういふことを言うのか。	ソフトウェアの特性上、「新設又は増設」について一律に判断するのは困難と言えます。個別のケースにおいて判断に迷われる場合は、本社所在地を管轄する経済産業局又は総合通信局にご相談ください。	
67	制度・概要	本税制の施行前より本税制に適格な設備・ソフトウェアを所有し、その設備・ソフトウェアと全く同じ設備を新たに取得した場合、本税制の利用は可能なのでしょうか。	同じ場所で既存設備と全く同じ設備を新たに取得する場合、認定要件である生産性向上目標を満たさない（労働生産性が変わらない）ことから税制措置を受けることができませんが、例えば異なる事業所などにおいて新たに取得した場合は対象になります。	

No	項目	質問	回答
68	セキスへの役割・責任	情報処理安全確保支援士による確認結果、申請時点で問題はないと判断した場合でも、後日何らかのインシデント発生により、情報処理安全確保支援士個人が何らかの責任を問われることはございますか。	本制度上は、支援士の確認行為をもって、責任を問われることはございません。ただし、事業者と支援士との民間契約関係に基づいた責任は、本制度とは無関係に民間契約として責任範囲を協議してください。
69	セキスへの役割・責任	情報処理安全確保支援士が内部にいない場合どうすればいいのか、どこに問い合わせれば紹介してもらえますか。	情報処理安全確保支援士の紹介はしておりません。まずはソフトウェア等の開発で関係するベンダー企業にご相談いただくのがよろしいかと思います。なお、IPAのサイトで情報処理安全確保支援士が公開されていますので、参考にしてください。 https://riss.ipa.go.jp/
70	セキスへの役割・責任	申請者が、情報処理安全確保支援士によるセキュリティ対策の担保に関して、判断が適切かどうかをどこかへ相談することはできますか？	支援士は、セキュアな情報システムを企画・要件定義・開発・運用・保守できる国家資格であり、セキュリティ対策についての担保ができる人が資格を有しているとの認識です。（支援士の判断の適正性は試験で確認）もし支援士の確認に疑義がある場合等は、別の支援士にもご確認いただければと思います。
71	セキスへの役割・責任	情報処理安全確保支援士は、対設備ユーザー様、対経済産業局・総合通信局等の相手先別に、具体的にどのような役割を担う必要があり、どのような体制やアウトプットを用意する必要がありますのでしょうか。	支援士の役割は、事業者が作成する計画について計画段階で適切なセキュリティ対策が講じられているか、具体的には各項目に記載された内容が実現できるシステム設計になっているか、事業者側が講じる各対策について適切な決定プロセスに基づいたものになっているか等を事業者との対話等によりご確認いただき、不足点等を書面で指摘いただくことを想定しております。アウトプット等のフォーマットは、特にご用意しておりません。
72	認定申請書について	住所、名称は事業所のものを記載してよいのか。	不可です。登記簿謄本に記載の本店所在地および名称を記載ください。
73	認定申請書について (2. 特定革新的データ産業活用事業の実施等の予定の有無)	主務大臣の確認の要否はどのようなケースで要否を判断すればよいのか。	データ共有事業については、経済産業省商務情報政策局情報経済課へお問い合わせください。（ご利用の手引きP.3に窓口の電話番号を記載しております。）
74	認定申請書について (5 革新的データ産業活用内容及びその実施時期)	⑧の実施時期が2021年3月を超える場合は対象実施時期を記載すればよいのか。	その通りです。ただし税制が適用されるのは2020年度末までです。
75	認定申請書について (6 データの安全管理)	情報処理安全確保支援士の印は複数名の押印でも可能でしょうか。	複数の情報処理安全確保支援士に確認・署名いただくことは妨げません。なお、複数の専門家がシステム別にセキュリティ対策を確認する場合は、対策の漏れがないよう事業全体で適正となっているかご確認ください。
76	認定申請書について (7 個人情報の取り扱い)	「それを担保する方法」とあるが現時点では対応していないが、これから対応する事象でもよいのか。（民間認証を取得していないがこれから取得しようとする場合等）	問題ございません。
77	認定申請書について (11 特定革新的データ産業活用内容)	関係する産業分野はコネクティッドインダストリーズの重点5分野のどれかを記載すればよいのか。	その他の分野でも構いません。
78	認定申請書について (11 特定革新的データ産業活用内容)	データの提供先は具体的な会社名を記載する必要はないのか。	必要は有りませんが、どの分野の会社に提供するのかを記載ください。
79	計画概要資料について	認定革新的データ産業活用事業者の名称は共同申請者も含めた会社名すべてを記載するのか。	その通りです。
80	実施状況報告書について	税制措置を受けない場合でも提出は必須ですか。	必要です。
81	実施状況報告書について	実施計画が2020年度末を超えた後でも提出は必須ですか。	実施状況報告は法令に基づいて実施されるものになりますので、2020年度末を超えた後でも法令の廃止までは行っていただく必要があります。